

## 第1章 施設の設置に関する計画等

### 1 施設の設置者の名称及び所在地

設置者の名称：大牟田・荒尾清掃施設組合  
(管理者 関 好孝)

所在地：福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

### 2 施設の設置場所

福岡県大牟田市健老町 473-1、474、475-1、475-2 番地

面積：約30,951m<sup>2</sup> (図1.2-1参照)

### 3 設置する施設の種類

エネルギー回収型廃棄物処理施設

### 4 事業の目的

大牟田・荒尾清掃施設組合（以下、「本組合」という。）は、福岡県大牟田市と熊本県荒尾市の2市で構成されており、燃えるごみの処理を行っている。

燃えるごみについては、本組合が所管する「大牟田・荒尾RDFセンター」（以下、「現施設」という。）で処理を行っている。燃えないごみ・資源ごみについては、各市所有の処理施設または民間事業者への委託等により処理を行っている。

現施設は、大牟田市健老町の大牟田エコタウンに他の関連3施設（大牟田市エコサンクセンター、大牟田リサイクル発電所、大牟田リサイクルプラザ）とともに設置されており、資源循環・環境共生型社会の形成と、広域的な環境保全等を目的に、環境リサイクル産業の具現化に寄与している。

しかし、現施設は供用開始から20年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、本組合では、令和2年11月に「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、その計画に基づき、新ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設（以下、「計画施設」という。））の整備を行うことにより、現施設の老朽化への対処、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進を図り、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めるものである。

なお、本施設整備事業の方向性、役割、機能、あり方等を共有する指標として、以下に示す施設整備基本方針を設定している。

#### 基本方針1：長期的に安定した処理が可能な施設

- ・ ごみ量及びごみ質変動に対し、柔軟に対応可能かつ、安定的な処理が可能な施設。
- ・ 長期的に稼働が可能な施設。

#### 基本方針2：環境に配慮した低炭素社会に貢献する施設

- ・ 公害防止対策や地球温暖化対策に配慮し、周辺環境や人にやさしい施設。
- ・ 省エネや最新技術の導入により低炭素社会へ貢献する施設。

#### 基本方針3：環境の大切さを学ぶことができ、次世代へつなげる施設

- ・ 環境学習をととして、良好な自然環境を次世代へ継承する施設。
- ・ みんなで創る資源循環型社会の実現に貢献する施設。

#### 基本方針4：経済性やエネルギーの有効利用に優れた施設

- ・ 施設建設費や長期にわたる維持管理費のコスト低減が図られる施設。
- ・ ごみ処理時に発生するエネルギーを回収し、効率的に有効利用が可能な施設。

#### 基本方針5：災害に強く地域防災拠点となる施設

- ・ 災害時に稼働不能とならないように強靱化され、継続的なごみ処理が可能な施設。
- ・ 災害時に発生したごみの処理が行なえ、必要に応じて水や電気など生活インフラの供給場所として使用できる機能を有した施設。
- ・ 大規模災害時には一時的に避難場所としても使用できる施設。



凡例

□ : 建設予定地



S = 1 : 25,000



図1.2-1 建設予定地の位置図

## 5 施設において処理する廃棄物の種類

計画施設の処理対象物は、表 1.5-1 に示すとおりとする。

表 1.5-1 計画施設の処理対象物

| 処理対象物                          |
|--------------------------------|
| 可燃ごみ                           |
| 可燃性粗大ごみ                        |
| 可燃残渣（大牟田市：リサイクルプラザ、荒尾市：ごみ中継施設） |
| 災害廃棄物                          |

## 6 施設の処理能力

156t/24h（78t/24h×2 炉）

## 7 施設の処理方式

ストーカ式（全連続燃焼式）

## 8 施設の構造及び設備

### 8.1 施設配置計画

施設の配置は、現段階において図 1.8.1-1 に示すとおりである。また、施設配置にあたっての主な視点を以下に示す。

#### 【施設配置にあたっての主な視点】

##### ・施設配置計画上の基本的考え方について

###### 1) 特別高圧電線・送電鉄塔との離隔

事業予定地東側にある九州電力特別高圧電線及び送電鉄塔との離隔距離をとり、特別高圧電線の真下には施設は設置しない。

###### 2) 太陽光発電設備への影響

事業予定地西側に設置されている太陽光発電設備への計画施設の日影の影響を極力小さくするため、工場棟及び煙突については、建設予定内の東側へ寄せて配置する。

###### 3) 浸水対策

建設予定地は有明海に近く、津波や高潮の浸水のリスクがあり、埋立地であることなどから、プラントホームについては2階レベルとし、車両搬出入はランプウェイ方式とする。

###### 4) 災害廃棄物等仮置場の設置

建設予定地内の西側には、主に大規模災害時に発生する災害廃棄物等処理するまでの一時仮置場（ストックヤード）を設置する。（施設更新時の建替え用地としての使用を想定）

##### ・動線計画上の基本的考え方について

###### 1) 安全なごみの搬出入ルートの設定

安全にごみの搬出入ができるように、建設予定地北側に隣接する市道健老町 11 号線より搬出入を行う。また、建設予定地内で十分な待機スペースを設け、安全な動線となるよう配慮する。

###### 2) 安全な施設見学者動線の確保

施設見学者車両及び見学者の建設予定地内で、ごみ搬入車両との動線が交差しない等、安全な動線となるよう配慮する。

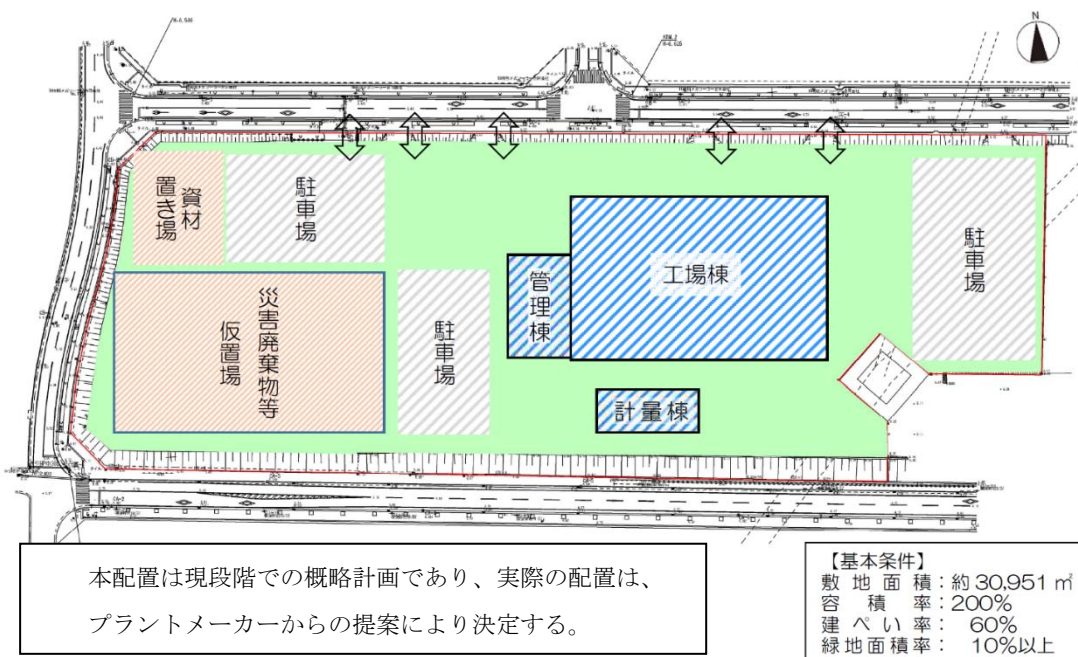


図 1.8.1-1 施設配置計画（案）

## 8.2 計画諸元

計画施設の計画諸元を表1.8.2-1に、基本処理フローを図1.8.2-1に示す。

表1.8.2-1 計画諸元

| 項目      | 計画諸元                                                                                                                                                                  |     |                   |       |       |        |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------|-------|-------|--------|
| 処理能力    | 156 t/日（78t/日×2炉）                                                                                                                                                     |     |                   |       |       |        |
| 処理対象ごみ  | 可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残渣、災害廃棄物等                                                                                                                                              |     |                   |       |       |        |
| 計画ごみ質   | 項目                                                                                                                                                                    |     | 低質ごみ              | 基準ごみ  | 高質ごみ  |        |
|         | 低位発熱量                                                                                                                                                                 |     | kJ/kg             | 5,900 | 8,600 | 11,300 |
|         | 三成分                                                                                                                                                                   | 水分  | %                 | 55.8  | 45.5  | 35.3   |
|         |                                                                                                                                                                       | 灰分  | %                 | 5.1   | 5.9   | 6.7    |
|         |                                                                                                                                                                       | 可燃分 | %                 | 39.1  | 48.6  | 58.0   |
|         | 単位体積重量                                                                                                                                                                |     | kg/m <sup>3</sup> | 265   | 217   | 169    |
| 受入供給設備  | ピット&クレーン方式                                                                                                                                                            |     |                   |       |       |        |
| 燃焼設備    | ストーカ方式（2炉）                                                                                                                                                            |     |                   |       |       |        |
| 排ガス処理設備 | ばいじん：ろ過式集じん器<br>塩化水素・硫黄酸化物：有害ガス除去装置（乾式法）<br>窒素酸化物：無触媒脱硝方式（触媒脱硝方式との併用の可能性含む）<br>ダイオキシン類、水銀：活性炭吹込設備                                                                     |     |                   |       |       |        |
| 余熱利用設備  | 発電：蒸気タービン発電（エネルギー回収率19%以上）<br>場内余熱利用：場内使用（詳細未定）                                                                                                                       |     |                   |       |       |        |
| 煙突高さ    | 59m 以下                                                                                                                                                                |     |                   |       |       |        |
| 熱回収方法   | 廃熱ボイラ方式                                                                                                                                                               |     |                   |       |       |        |
| 運転計画    | 24 時間連続運転                                                                                                                                                             |     |                   |       |       |        |
| 給水設備    | プラント用水：上水、再利用水、工業用水<br>生活用水：上水<br>その他（植栽散水）：雨水                                                                                                                        |     |                   |       |       |        |
| 排水処理設備  | プラント系排水：クローズド（無放流）、<br>プラント系生活雑排水：プラント系排水と同様に処理<br>生活系排水：下水道放流<br>雨水排水：公共用水域<br><br>プラント系排水、生活系雑排水（トイレを除く）は、適正に処理し場内で再利用を図る。<br>雨水は可能な限り再利用し、未利用分は調整池を経由して公共用水域に放流する。 |     |                   |       |       |        |
| 処理生成物   | 焼却灰、飛灰                                                                                                                                                                |     |                   |       |       |        |
| 生成物処分方法 | 資源化または埋立（詳細未定）                                                                                                                                                        |     |                   |       |       |        |
| 構造      | 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造（詳細未定）                                                                                                                                       |     |                   |       |       |        |
| 竣工予定    | 令和10年6月30日                                                                                                                                                            |     |                   |       |       |        |



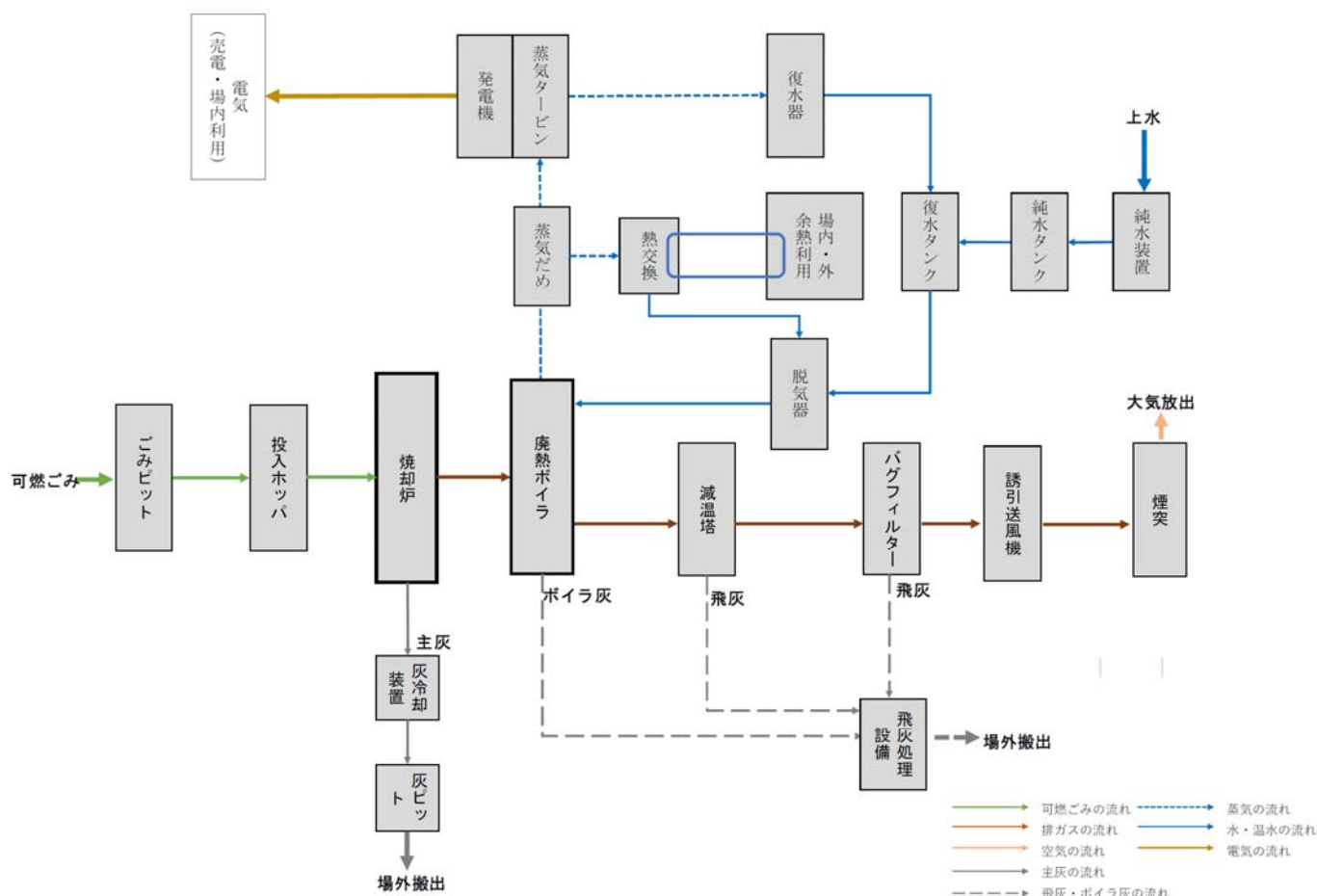


図1.8.2-1 基本処理フロー（ストーカ式（全連続燃焼式））

## 9 公害防止対策

公害防止対策として以下に示す公害防止基準を設定する。

### 9.1 排ガス基準値（乾きガス基準 $O_2$ 12%換算 1時間値）

計画施設の排ガス基準値は、表1.9.1-1に示すとおりである。

表1.9.1-1 排ガス基準値

| 項目      | 自主基準値                           | 法令等基準値 <sup>注</sup>            |
|---------|---------------------------------|--------------------------------|
| ばいじん    | 0.01 g/m <sup>3</sup> N 以下      | 0.04 g/m <sup>3</sup> N 以下     |
| 塩化水素    | 50 ppm 以下                       | 430 ppm 以下                     |
| 硫黄酸化物   | 40 ppm 以下                       | K 値規制 K 値 2.34 以下              |
| 窒素酸化物   | 100 ppm 以下                      | 250 ppm 以下                     |
| ダイオキシン類 | 0.05 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下 | 0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下 |
| 水銀      | 30 μg/m <sup>3</sup> N 以下       | 30 μg/m <sup>3</sup> N 以下      |
| 一酸化炭素   | 30 ppm (4 時間平均)                 | 100 ppm                        |

注：大気汚染防止法（ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、水銀）

ダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン類）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一酸化炭素）

一酸化炭素：100 ppmを超える瞬時値のピークを極力発生させないこと。

## 9.2 焼却灰及び焼却飛灰の排出基準値

排出基準値は、表1.9.2-1に示す法規制値と同じ値とする。焼却飛灰は資源化处理を行うことを基本とするが、資源化が困難な場合に最終処分することも考慮し、薬剤処理後の溶出基準として設定する（表1.9.2-2参照）。

表 1.9.2-1 焼却灰及び焼却飛灰のダイオキシン類含有量基準値

| 項目      | 基準値            |
|---------|----------------|
| ダイオキシン類 | 3.0 ng-TEQ/g以下 |

表1.9.2-2 焼却飛灰の溶出基準値

| 項目            | 基準値          |
|---------------|--------------|
| アルキル水銀化合物     | 検出されないこと     |
| 水銀またはその化合物    | 0.005 mg/L以下 |
| カドミウムまたはその化合物 | 0.09 mg/L以下  |
| 鉛またはその化合物     | 0.3 mg/L以下   |
| 六価クロムまたはその化合物 | 1.5 mg/L以下   |
| 砒素またはその化合物    | 0.3 mg/L以下   |
| セレンまたはその化合物   | 0.3 mg/L以下   |
| 1,4-ジオキサン     | 0.5 mg/L以下   |

## 9.3 騒音基準値

建設予定地は、大牟田市の騒音規制法に基づく地域指定では、第4種区域であり、現施設と同じ規制基準を採用するものとし、敷地境界において、表1.9.3-1の基準値以下とする。

表 1.9.3-1 騒音基準値

| 区 分 | 朝<br>午前6時～午前8時 | 昼 間<br>午前8時～午後7時 | 夕<br>午後7時～午後11時 | 夜 間<br>午後11時～午前6時 |
|-----|----------------|------------------|-----------------|-------------------|
| 基準値 | 70 dB          | 70 dB            | 70 dB           | 65 dB             |

## 9.4 振動基準

建設予定地は、大牟田市の振動規制法に基づく地域指定では、規制区域外であるが、現施設と同じ「第1種区域」の規制基準を採用するものとし、敷地境界において、表1.9.4-1の基準値以下とする。

表 1.9.4-1 振動基準値

| 区 分 | 昼 間<br>午前8時～午後7時 | 夜 間<br>午後7時～午前8時 |
|-----|------------------|------------------|
| 基準値 | 60 dB            | 55 dB            |

## 9.5 悪臭基準値

悪臭防止法の規制基準に基づき敷地境界において、表 1.9.5-1 の基準値以下とする。

表 1.9.5-1 悪臭の公害防止基準

| 項目           | 基準値       | 項目          | 基準値        |
|--------------|-----------|-------------|------------|
| アンモニア        | 1 ppm     | イソバレルアルデヒド  | 0.003 ppm  |
| メチルメルカプタン    | 0.002 ppm | イソブタノール     | 0.9 ppm    |
| 硫化水素         | 0.02 ppm  | 酢酸エチル       | 3 ppm      |
| 硫化メチル        | 0.01 ppm  | メチルイソブチルケトン | 1 ppm      |
| 二硫化メチル       | 0.009 ppm | トルエン        | 10 ppm     |
| トリメチルアミン     | 0.005 ppm | スチレン        | 0.4 ppm    |
| アセトアルデヒド     | 0.05 ppm  | キシレン        | 1 ppm      |
| プロピオンアルデヒド   | 0.05 ppm  | プロピオン酸      | 0.03 ppm   |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 ppm | ノルマル酪酸      | 0.001 ppm  |
| イソブチルアルデヒド   | 0.02 ppm  | ノルマル吉草酸     | 0.0009 ppm |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 ppm | イソ吉草酸       | 0.001 ppm  |

煙突や脱臭装置の排出口において、下記の基準値以下とする。

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により流量を算出する方法とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

$q$  : 排出口における許容限度 (N m<sup>3</sup>/h)

$H e$  : 補正された排出口高さ (m)

$C m$  : 上記敷地境界での規制基準 (ppm)

(悪臭防止法施行規則 第三条)

### 【対象物質】

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの 13 物質。



## 9.6 排水基準値

プラント排水は無放流とする。

生活排水排出基準は、下水道法及び大牟田市下水道条例の基準とする。

表 1.9.6-1 下水道排除基準

| 法令        | 項目                         | 下水道排除基準値             |
|-----------|----------------------------|----------------------|
| 大牟田市下水道条例 | 温度                         | 45 ℃未満               |
|           | アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量  | 380 mg/L 未満          |
|           | 水素イオン濃度                    | 水素指数 5 を超え 9 未満      |
|           | 生物化学的酸素要求量                 | 600 mg/L 未満          |
|           | 浮遊物質                       | 600 mg/L 未満          |
|           | ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）    | 5 mg/L 以下            |
|           | ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） | 30 mg/L 以下           |
|           | 窒素含有量                      | 240 mg/L 未満          |
|           | 燐含有量                       | 32 mg/L 未満           |
|           | 沃素消費量                      | 220 mg/L 未満          |
| 下水道法      | カドミウム及びその化合物               | 0.03 mg/L 以下         |
|           | シアン化合物                     | 1 mg/L 以下            |
|           | 有機燐化合物                     | 1 mg/L 以下            |
|           | 鉛及びその化合物                   | 0.1 mg/L 以下          |
|           | 六価クロム化合物                   | 0.5 mg/L 以下          |
|           | 砒素及びその化合物                  | 0.1 mg/L 以下          |
|           | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物        | 0.005mg/L 以下         |
|           | アルキル水銀化合物                  | 検出されないこと             |
|           | ポリ塩化ビフェニル                  | 0.003mg/L 以下         |
|           | トリクロロエチレン                  | 0.1 mg/L 以下          |
|           | テトラクロロエチレン                 | 0.1 mg/L 以下          |
|           | ジクロロメタン                    | 0.2 mg/L 以下          |
|           | 四塩化炭素                      | 0.02 mg/L 以下         |
|           | 1,2-ジクロロエタン                | 0.04 mg/L 以下         |
|           | 1,1-ジクロロエチレン               | 1 mg/L 以下            |
|           | シス-1,2-ジクロロエチレン            | 0.4 mg/L 以下          |
|           | 1,1,1-トリクロロエタン             | 3 mg/L 以下            |
|           | 1,1,2-トリクロロエタン             | 0.06 mg/L 以下         |
|           | 1,3-ジクロロプロペン               | 0.02 mg/L 以下         |
|           | チウラム                       | 0.06 mg/L 以下         |
|           | シマジン                       | 0.03 mg/L 以下         |
|           | チオベンカルブ                    | 0.2 mg/L 以下          |
|           | ベンゼン                       | 0.1 mg/L 以下          |
|           | セレン及びその化合物                 | 0.1 mg/L 以下          |
|           | ほう素及びその化合物                 | 河川 10 海域 230 mg/L 以下 |
|           | ふっ素及びその化合物                 | 河川 8 海域 15 mg/L 以下   |
|           | 1,4-ジオキサン                  | 0.5 mg/L 以下          |
|           | フェノール類                     | 5 mg/L 以下            |
|           | 銅及びその化合物                   | 3 mg/L 以下            |
|           | 亜鉛及びその化合物                  | 2 mg/L 以下            |
|           | 鉄及びその化合物（溶解性）              | 10 mg/L 以下           |
|           | マンガン及びその化合物（溶解性）           | 10 mg/L 以下           |
|           | クロム及びその化合物                 | 2 mg/L 以下            |
|           | ダイオキシン類                    | 10pg-TEQ/L 以下        |

## 10 収集・運搬計画

### 10.1 収集区域

廃棄物の収集区域は大牟田市及び荒尾市の全域とする。

### 10.2 廃棄物の搬入日及び時間

廃棄物の搬入日及び搬入時間は、以下のとおりとする。

#### 1) 搬入日及び搬入時間

月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 45 分から正午、午後 1 時から午後 4 時 45 分まで  
（年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日）を除く）

注：1) 土、日、祝日は基本的にゴミ搬入を行わないが、毎年、大牟田市及び荒尾市で作成するゴミ収集カレンダーにより変更する場合がある。

2) ハッピーマンデーとなる月曜日は原則ゴミを受け入れる。

3) ゴミ収集状況により上記時間を超過する場合がある。

#### 2) 車両台数・運搬経路

廃棄物運搬車両台数は、1 日当たり搬入台数平均 287 台（延べ最大 494 台）であり、今後は同程度で推移するものと考えられる。

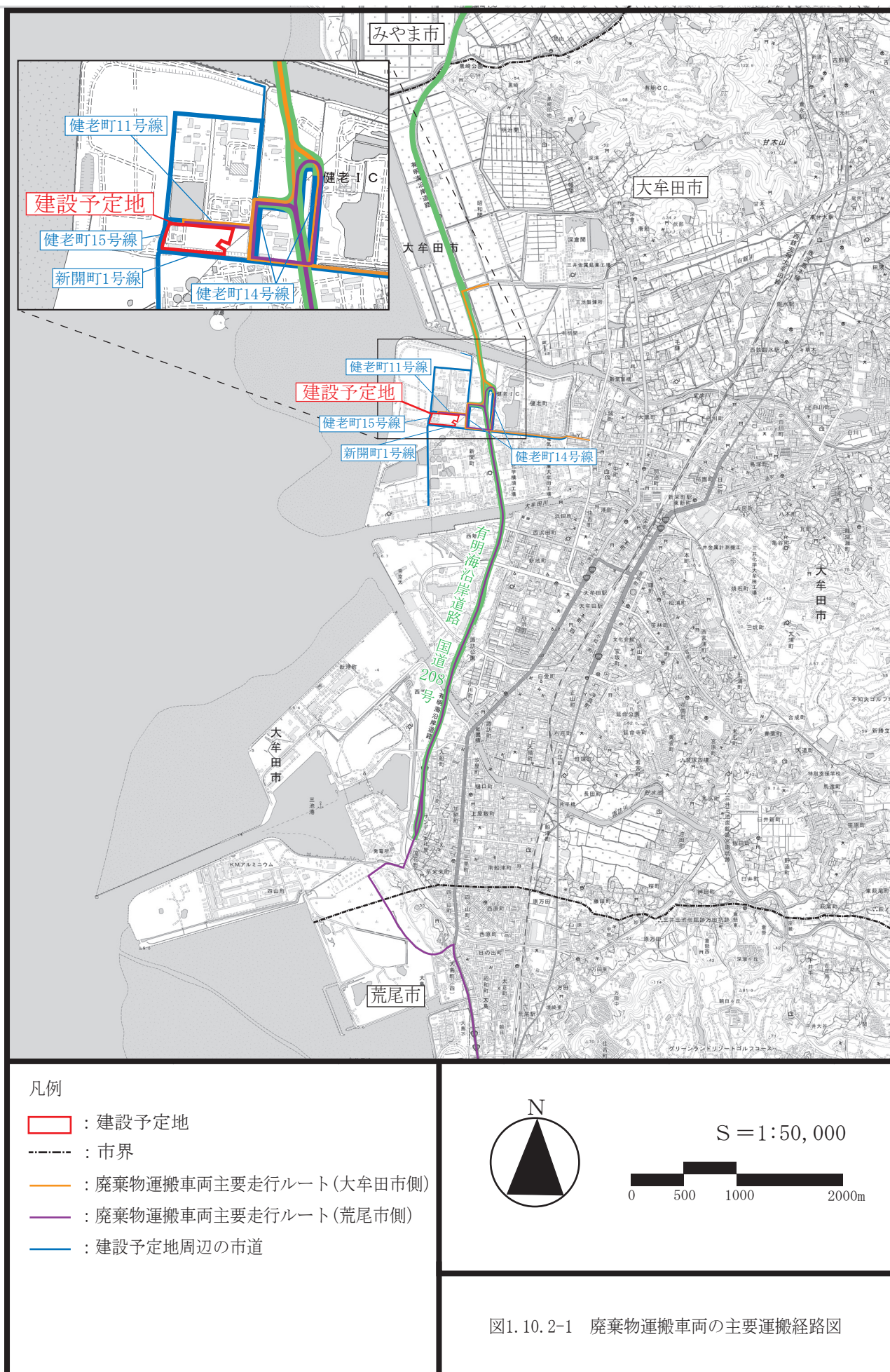
また、主要運搬経路は、大牟田市側からは、有明海沿岸道路（国道 208 号）及び市道健老町 14 号線、または市道新開町 1 号線を通り、市道健老町 11 号線を利用する。一方、荒尾市側からは国道 389 号、有明海沿岸道路（国道 208 号）を通り、市道健老町 14 号線及び 11 号線を利用したルートとする（図 1. 10. 2-1 参照）。

表 1. 10. 2-1 搬入台数

| 種類、用途 |               | 車両の種類                                | 台数                         |
|-------|---------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 搬入車   | 収集委託業者及び許可業者等 | 2～10t パッカー車、平ボディ車、10t ダンプ車（災害廃棄物用など） | 平均 202 台/日<br>（最大 308 台/日） |
|       | 一般持込車両        | 軽自動車～2t                              | 平均 85 台/日<br>（最大 186 台/日）  |

注：1) 平均台数は、年間受入日数 247 日の日平均台数である。

2) 最大台数は、年末、GW 明け、お盆等時期の台数である。



## 11 環境保全のための配慮措置

### 11.1 大気汚染防止対策

- ・計画施設からの排出ガスは、大気汚染防止法等で規制されている排出基準を踏まえた自主基準値を設定し、その基準値を遵守する。
- ・排出ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素、水銀などの連続測定により適切な運転管理を行う。
- ・排出ガス中の大気汚染物質の濃度を定期的に測定し、その結果を公表する。
- ・粉じんが発生する箇所や機械設備には十分な能力を有するバグフィルター集じん装置や散水設備等を設けるなど粉じん対策を講じる。

### 11.2 騒音・振動防止対策

- ・騒音が発生する機械設備は、騒音の少ない機種を選定し、必要に応じて防音構造の室内に収納することで、騒音が外部に洩れないようにする。
- ・排風機・ブロワ等の設備には必要に応じて消音器を取り付けるなど、防音対策を施す。
- ・振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するため独立基礎とし、防振装置を設けるなどの対策を講じる。
- ・躯体構造の高剛性化等による防音・防振対策を実施する。
- ・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。

### 11.3 悪臭防止対策

- ・ごみピットには、外部との開口部を必要最小限にするため車両感知式投入扉を設置し、ごみ投入時以外は扉を閉鎖することにより臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピットから発生する臭気は、燃焼空気としてピット内から吸引することにより、ピット内を常に負圧に保つとともに、ごみ搬入車の出入りするプラットホームには搬入扉及びエアカーテンを設置し、臭気が外部に漏れることを防止する。
- ・全炉休止時における悪臭漏洩防止対策として脱臭装置を設置する。

### 11.4 水質汚濁防止対策

- ・設備から発生する各種の汚水は、本施設の排水処理設備に送水して処理する。
- ・プラント排水及び工場棟内の生活雑排水（トイレを除く）は処理したうえ、施設内で再利用する。
- ・生活排水は処理したうえ、下水道に放流する。
- ・本施設内の雨水は可能な限り再利用するものとし、再利用できない雨水は排出量の調整を行ったうえ、敷地周りに敷設されている側溝を介して公共用水域に放流する。

### 11.5 廃棄物の排出等における環境配慮

- ・積極的に廃棄物の再利用・再資源化に努める。
- ・廃棄物の搬出は、飛散防止のために覆い等を設けた適切な運搬車両を用いる。

### 11.6 交通安全対策

- ・廃棄物運搬車両の主要走行ルートを設定する。
- ・廃棄物運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守する。
- ・廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間、搬入ルートの分散化に努める。

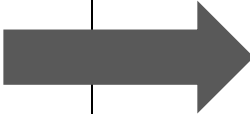
## 12 事業スケジュール案

本事業に係る事業スケジュール案は表 1.12-1 に示すとおりである。

令和 5 年度に都市計画決定手続き、基本設計・事業者選定を行い、令和 6 年度から令和 10 年度にかけて建設工事を行う。

運營業務は令和 10 年度より開始の予定としている。

表 1.12-1 事業スケジュール案

| 区 分            | 令和 5 年度                                                                           | 令和 6 年度                                                                            | 令和 7 年度                                                                           | 令和 8 年度                                                                            | 令和 9 年度                                                                            | 令和 10 年度                                                                              | 令和 11 年度<br>以降 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 都市計画<br>決定     |  |                                                                                    |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                    |                                                                                       |                |
| 基本設計・<br>事業者選定 |  |                                                                                    |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                    |                                                                                       |                |
| 建設工事・<br>試運転   |                                                                                   |  |  |  |  |                                                                                       |                |
| 運營業務           |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                    |  |                |

注：令和 5 年 5 月時点で想定している事業スケジュール案である。